

補助金採択後の経営力向上計画を検討していますか？

第 10 回事業再構築補助金は 6 月 30 日(金)、15 次ものづくり補助金は 7 月 28 日(金)が公募締切となっています。これから申請される会社、すでに申請された会社は書類の準備など大変だったかと思えます。

無事に補助金が採択をされた後、経営力向上計画の申請について検討していますでしょうか。

経営力向上計画の認定を得ることで、税制優遇を受けることができ、大きな節税効果が期待できます。今回は経営力向上計画(A 類型)を申請するにあたり、対象資産、税制優遇などをまとめさせていただきます。

○対象資産

| 設備の種類 | 細目 | 最低価格 | 販売開始時期 |
|--------|----------------------------------|----------|--------|
| 機械装置 | 全て | 160 万円以上 | 10 年以内 |
| 工具 | 測定工具及び検査工具 | 30 万円以上 | 5 年以内 |
| 器具備品 | 全て | 30 万円以上 | 6 年以内 |
| 建物付属設備 | 収益を獲得するために行う活動の用に直接供される資産が対象 | 60 万円以上 | 14 年以内 |
| ソフトウェア | 設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの | 70 万円以上 | 5 年以内 |

※中古資産は対象になりません。

○税制優遇

- ・中小企業経営強化税制（即時償却又 or 取得価格の 10% 税額控除）

○申請期限

- ・原則、設備取得前に認定を受ける

※設備取得後でも認定を受けられる特例あり（取得後 60 日までに提出）

○準備すること、確認すること

- ・G ビズ ID の取得
- ・工業会証明書が発行されるか（ベンダー・メーカーに問い合わせ）

※工業会証明書が発行されなくても、認定が受けられる場合あり（B 類型など）

○注意事項

- ・申請書提出から認定までは約 1 か月
- ・税制の適用を受けるためには、事業年度内に認定を受ける必要あり

補助金を活用しない場合でも、金額が大きい設備投資の予定がありましたらご相談ください。